

3月は、年度末で業務が多忙になり、注意力が散漫になりやすい時期です。新年度を無事故で迎えるために、安全意識を高めることが重要です。また、年明けからインフルエンザの感染者が増えています。手洗い、うがい等を行って感染を防ぎ、十分な栄養補給と休養をとって抵抗力を高めましょう。

【労働安全衛生法及び作業環境測定法改正について】

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正が、令和8年1月1日から段階的に施行されています。(リーフレットは協会HPに掲載)
令和8年4月1日から施行されるものは、以下の通りです。

1. 個人事業者等の安全衛生対策の推進

混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されます。また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者等に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講じなければなりません。

2. 化学物質による健康障害防止対策等の推進

営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知

SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学品名等(※)での通知が認められることとなります。

なお、代替化学品名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務となります。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務となります。

※代替化学品名等:当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学品名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です
なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については、非開示は認められません。

3. 機械等による労働災害防止の促進等

特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について

- 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となります。
- 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければなりません。

4. 高齢労働者の労働災害防止の推進

高齢労働者の労働災害の防止を図るため、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となります。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者は、指針に基づいた取り組みを行わなければなりません。

5. 治療と仕事の両立支援の推進

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となります。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者は、指針に基づいた取り組みを行わなければなりません。

< 石川方部安全衛生研究会 安全パトロールを実施 >

2月16日、浅川町にある「トミー工業(株)」で、石川方部安全衛生研究会(会長 トミー工業(株)太楽勝也)が安全パトロールを実施しました。

今回のパトロールは、須賀川労働基準監督署の齋藤敏彦署長、東邦銀行浅川支店の伊達支店長 会員13名、須賀川労働基準協会事務局長の計16名で行いました。

パトロールは、2班に分かれてチェック表に基づき行い、実施ののち、参加者全員で、良かった点 改善すべき点等を発表しました。

最後に齋藤署長から、最近の労働安全衛生に関する状況について説明をいただきました。



パトロール



齋藤署長説明

< RST須賀川 研修会及び新年会を開催 >

2月6日、ホテルサンルート須賀川において、RST須賀川(会長 松本建設工業(株) 松本新太郎)が研修会及び新年会を開催しました。

酒井副会長(新道建設(株))の開会挨拶、松本会長挨拶ののち須賀川労働基準監督署齋藤署長から建設業の労災発生状況、労災発生事例、労災防止対策、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進等について講演をいただきました。

特に、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進等については、参加会員の関心が高く、齋藤署長へ質問がなされ理解を深めていました。

新年会では、今後の活動方針、会員増強等について活発な意見交換がなされ、有意義なひと時を過ごすことができました。



参加者



齋藤署長講演

【今後の協会事業活動の予定】

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| 3月4日(水) | 労災研修会 |
| 3月11日(水) | 第4回理事会 |
| 3月12、13、15 | 玉掛技能講習 |
| 3月25日(水) | 福島労働局:災害防止団体連絡会議 福島県労働基準協会連絡会議 |
| 3月31日(火) | 監督官庁である福島県へ「公益社団法人」として、令和8年度事業計画・予算報告 |
| 4月9日(木) | 監査(決算及び業務監査) |
| 4月17日(金) | 第1回理事会(総会に向けて、事業報告・決算報告 承認) |
| 4月24日(金) | 新入社員教育 |
| 4月28日(火) | 化学物質管理者講習に準ずる講習 |
| 5月25日(月) | 総会(令和7年度の事業報告・決算報告) |